

# 自動車税（種別割・環境性能割）軽自動車環境性能割 減免申請提出書類の変更のお知らせ

福島県では、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」又は「戦傷病者手帳」をお持ちの方で、一定の要件を満たしている方に対し、自動車税（種別割・環境性能割）の減免を行っておりますが、**令和4年4月1日**から取扱いが一部次のおり変更となります。

## 【変更内容】

**障がい者と同居中で生計同一の方が運転される場合**の提出書類が、次のとおり変更となります。

現在の提出書類

「減免申請書兼申立書」

「身体障がい者等のために運転する旨の証明書（生計同一証明書）」

変更

令和4年4月1日以降の提出書類

「減免申請書兼申立書」

「障がい者の世帯全員の住民票」※1

運転者・所有者が世帯分離している場合は、運転者・所有者それぞれの世帯全員の住民票も必要です。

〔東日本大震災及び福島第一原発事故により指定市町村※2から避難中で住民票を異動していない方は、原発避難者特例法に基づく「届出避難場所証明書」※1でも可。〕

※1：有効期間は市町村発行の日から2か月。コピー不可。

※2：いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯館村

市町村福祉担当部署での生計同一証明書申請  
手続を不要とすることで、事務手続を簡素化し  
利便性を高めます。

(注)このほかにご提示いただく書類等があります。

## 【減免に関するお問い合わせ先】

地方振興局県税部	所在地	電話番号	所轄区域
県北地方振興局県税部	福島市杉妻町2-16 県庁北庁舎4階	024-521-2702	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡
県中地方振興局県税部	郡山市麓山1丁目1-1	024-935-1261	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡
県南地方振興局県税部	白河市昭和町269	0248-23-1519	白河市、西白河郡、東白川郡
会津地方振興局県税部	会津若松市追手町7-5	0242-29-5261	会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡
南会津地方振興局県税部	南会津郡南会津町田島 字根小屋甲4277-1	0241-62-5214	南会津郡
相双地方振興局県税部	南相馬市原町区 錦町1丁目30	0244-26-1127	相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡
いわき地方振興局県税部	いわき市平字梅本15	0246-24-6025	いわき市

申請内容に変更が生じた場合には、速やかに最寄りの地方振興局県税部へ届け出るようお願いいたします。

福島県

